

商 品 名	ゆうちょ年金定期				
ご 利 用 いただける方	<p>ゆうちょ銀行で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金・恩給等）の自動受取りをご利用の方 （公的年金がお振込みされている通帳をご提示いただきます。）</p> <p>新たにゆうちょ銀行で公的年金の自動受取りを開始される方 （裁定請求書、支払機関変更届のいずれかをご提示いただきます。）</p> <p>制度上公的年金受給資格をもたない満65歳以上の在日外国人の方 （外国人登録原票記載事項証明書、外国人登録原票の写し、運転免許証等のいずれかをご提示いただきます。）</p>				
預 入 期 間	預入日から起算して1年				
預 入 金 額	1,000円以上、1,000円単位				
預 入 方 法	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で預入できます。				
払 戻 方 法	<p>預入期間経過後、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払戻しできます。</p> <p>総合口座（通常貯金でご利用の場合を除きます。）で管理する貯金（担保定期貯金）での預入の場合、預入期間経過後は、自動的に払い戻し、預入金額及びその利子を通常貯金に振り替えて預入します。</p> <p>預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。</p> <p>正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。</p>				
利 率	預入期間1年の定期貯金の約定利率 + ゆうちょ銀行所定の利率				
利 子 計 算	1年を365日とする日割計算です。				
利 子 課 税	<p>20%の源泉分離課税</p> <p>障がい者の方などは利子を非課税とすることができます。</p>				
預 入 期 間 内 払 戻 利 率	<p>次の利率を目安とします。ただし、預入日の通常貯金利率を下回らないものとします。</p> <table border="1" data-bbox="379 1014 1412 1093"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>預入日の通常貯金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入期間6か月の定期貯金の約定利率 × 60%</td> </tr> </table> <p>小数点第3位以下は切り捨てます。ただし、切り捨てた結果0%となる場合には、小数点第4位以下を切り捨てます。</p>	6か月未満	預入日の通常貯金利率	6か月以上1年未満	預入期間6か月の定期貯金の約定利率 × 60%
6か月未満	預入日の通常貯金利率				
6か月以上1年未満	預入期間6か月の定期貯金の約定利率 × 60%				
付 加 可 能 特 約 事 項	<p>預入期間経過後、預入金及びその利子を通常貯金に振り替えて預入する取扱い（満期振替預入の取扱い）ができます。</p> <p>担保定期貯金を除きます。</p> <p>預入期間経過後、同じ預入期間のゆうちょ年金定期に預入する取扱いは行いません。</p> <p>払戻しなどの請求の際、請求書への記名押印に加え暗証番号を入力することにより印鑑照合及び暗証照合を行う取扱い（暗証番号必須取扱い）がご利用いただけます。</p> <p>通常貯金通帳について暗証番号必須取扱いを行っている場合は、当該通帳に預入されているゆうちょ年金定期は自動的にこの取扱いとなります。</p>				
そ の 他	<p>ゆうちょ年金定期の預入期間中は、ゆうちょ銀行で継続して公的年金をお受取りいただくことが条件となります。</p> <p>「ゆうちょときめき倶楽部」（入会金・会費不要）に自動的に入会します。（任意に退会することは可能です。）</p> <p>通常貯金の残高を超える払戻しの請求があった際は、担保定期貯金（自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。）を担保として、自動的に「貯金担保自動貸付け」の取扱いとなります。</p> <p>残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき500円の手数料が必要となります。</p> <p>手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。</p> <p>非課税をご利用いただける方については、非課税をご利用いただける方であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。</p> <p>ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま1,000万円（平成19年9月30日までに預入された定期性の郵便貯金を含みます。）までとなっています。</p> <p>なお、財形定額貯金などは、これとは別枠でご利用いただけます。</p> <p>この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子の支払が保証されます。</p>				

この貯金には、定期貯金規定その他関係規定が適用されます。

詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター

電 話	0120-108420 (通話料無料) 携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます IP電話等一部ご利用いただけない場合があります
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00 (12/31～1/3は、9:00～17:00)

ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。

全国銀行協会相談室

電 話	0570-017109 または03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00 (土・日・休日・12/31～1/3を除く)
U R L	http://www.zenginkyo.or.jp/adr/

平成23年5月6日現在